

平成29年9月29日

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

地域未来投資促進法に基づく地方自治体の基本計画に同意しました

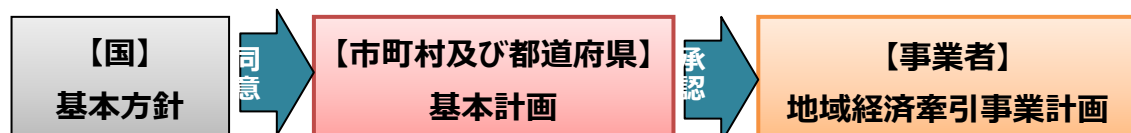
～第1陣として全国70計画(管内2計画)に同意～

経済産業省は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）に基づき、関係省庁と共に、地方自治体が提出した70計画（うち、当支局管内では2計画）の基本計画を法施行後初めて同意しました。今後、管内各県において地域経済牽引事業の創出を促進してまいります。

1. 地域未来投資促進法の概要

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するものです。

国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を作成し、国が同意します。同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業計画を、都道府県知事が承認します。国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援します。



※都道府県知事が承認
官民連携型の場合は、国が承認

2. 今回同意された基本計画

地域未来投資促進法に基づく第1陣の基本計画として、8月末までに提出があった基本計画について、同意しました。

第1陣として全国で提出された基本計画は、39道府県計70計画。（うち当支局管内では下記2計画。）

- ①富山県全域（15市町村）
- ②石川県全域（19市町）

3. 地域未来投資促進法に基づく支援策

今後、都道府県知事の承認を得た地域経済牽引事業は、国の支援措置を活用できます。事業者向けの主な支援策については、下記URLをご覧ください。

http://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/miraitoushi/file/zigyoushamuke.pdf

（お問い合わせ先）

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局 地域経済課長 原

担当：北野

電話：076-432-5518（直通）

富山県における基本計画の概要

計画のポイント

本県は、良質で豊富な水資源と低廉な電力を活かした医薬品、電子デバイス、繊維、機械、金属等の事業所が多く立地しており、県内総生産に占める第2次産業の割合が高く製造業が主力産業となっている。こうした中、県内の産学官関係機関が連携し、区域内のものづくり産業の技術力や研究開発力の高度化、生産拡大、人材育成を目指し支援措置を展開する。

促進区域

富山県内の山間部を除く全域（富山市、高岡市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町、朝日町）

経済的効果の目標

1件あたりの平均16.5億円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を54件創出、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.2倍の波及効果を与え、促進区域で1,069億円の付加価値を創出することを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：次の地域特性を活用すること（①～⑦のいずれか）】

- ①富山県内の医薬品製造や容器・包装・印刷技術の集積を活用した医薬品関連産業
- ②富山県内の良質で豊富な水資源や電力など優れた産業インフラを活用した電子デバイス関連産業
- ③富山県内の広汎に広がる機械・金属や高度技術・新素材技術の集積を活用したものづくり産業
- ④富山県内の産業集積の上に新しい取組みが広がるデザイン人材を活用したクリエイティブ産業
- ⑤富山県内の通信回線やオフィスビル、都市圏人口等の都市インフラを活用した情報通信技術関連産業
- ⑥富山県内の良質で豊かな水や地域特産物を活かした食料品・飲料製造関連産業
- ⑦富山県内の拠点港や高速道路網等の環日本海地域の拠点性を有するインフラを活用した物流関連産業

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：4,159万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：7%以上増加
- 雇用者数：4%以上又は5人以上増加
- 売上額：5%以上増加
- 雇用者給与等支給額：2.7%以上増加

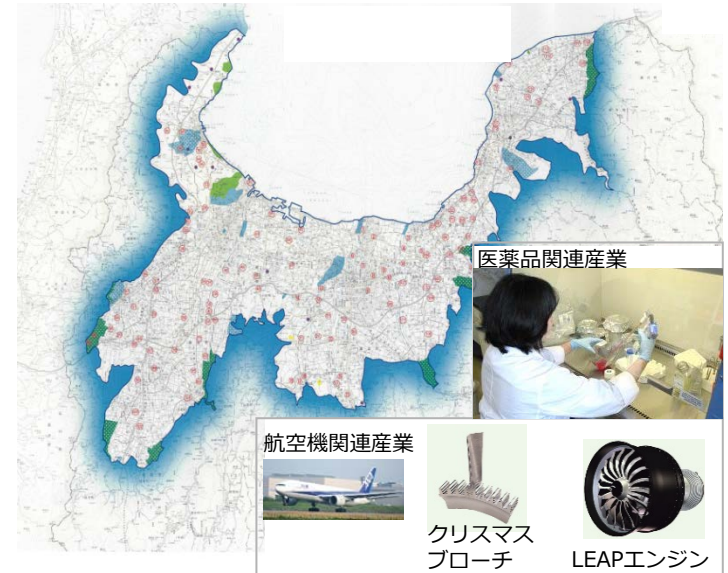
制度・事業環境の整備

- ・不動産取得税、固定資産税の減税措置の創設
- ・企業立地助成制度の適用
- ・公設試験研究機関が有する分析・解析結果、技術情報の情報提供
- ・工場適地に関する情報公開

地域経済牽引支援機関

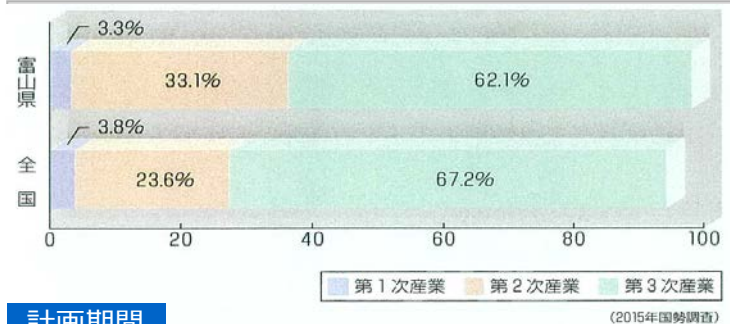
行政（県、市町村）、経済団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会等）、各種業界団体、高等教育機関（大学、高等専門学校等）、試験研究機関、産業支援機関等（（公財）富山県新世紀産業機構、地元金融機関等）

《促進区域図》



《ものづくり県・富山》

産業別就業人口割合では、第2次産業のウエイトが全国トップ



計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

石川県における基本計画の概要

計画のポイント

本県は、機械、繊維、食品、I T 関連産業を中心とした製造業が多く集積し、高い技術力により特定の分野でシェアトップを誇る、いわゆるニッチトップ企業も多く、さらには、食材、伝統工芸、観光資源等の地域資源が存在している。今後、県内の産学官関係機関が連携し企業の競争力強化や産業構造の多軸化の取り組み等を後押しすることで、付加価値額の増大を図るとともに、新たな雇用を創出していくことで、地域の事業者に対する相当の経済的効果をもたらすことを目指す。

促進区域

石川県全域（金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町）

経済的効果の目標

促進区域内の製造業の付加価値を5年間で5%増加させることを目標とする。平成26年度付加価値額は9,843億円であり、平成34年度末に1兆345億円とすることを目指す。

地域経済牽引事業の承認要件

【要件1：地域の特性を活用すること（①～⑥のいずれか）】

- ①石川県全域の製造業（機械・繊維・食品・I T 関連産業）の集積を活用した成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）
- ②石川県全域のニッチトップ企業等の集積を活用した成長ものづくり分野（炭素繊維、航空機、ライフサイエンスの成長分野や事業の高度化等）
- ③石川県全域のI T 関連産業の集積を活用した第4次産業革命（I o T やロボット技術を活用した製造業の生産性向上等）
- ④石川県全域の食材、伝統工芸等の豊富な特産品を活用した農林水産・地域商社
- ⑤石川県全域の豊富な観光資源（歴史及び文化等の特徴ある資源）を活用した地域づくり
- ⑥石川県全域の3大都市やアジアへとつながる北陸新幹線、金沢港や小松飛行場・能登空港等の交通インフラを活用した物流関連産業

【要件2：高い付加価値を創出すること】

- ・付加価値増加分：3,909万円超

【要件3：いずれかの経済的効果が見込まれること】

- 取引額：5%以上増加
- 雇用者数：3%以上増加
- 売上額：5%以上増加
- 雇用者給与等支給額：3%以上増加

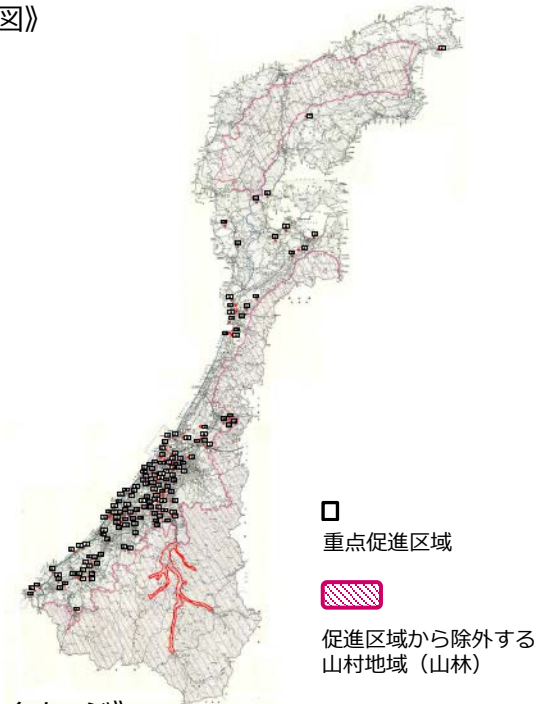
制度・事業環境の整備

- ・固定資産税の減免措置の創設（市町により適用条件等が異なる）
- ・事業者からの事業環境整備の提案への対応

地域経済牽引支援機関

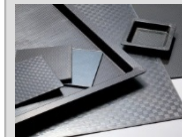
公設研究機関（県工業試験場等、県農林総合研究センター等）、産業支援機関（（公財）石川県産業創出支援機構）経済団体（商工会議所、商工会等）、高等教育機関（大学等）、地元金融機関（地方銀行、信用金庫等）

《促進区域図》



《取り組みイメージ》

（炭素繊維）（航空機）（加賀野菜）（伝統工芸）



成長ものづくり分野

豊富な地域資源

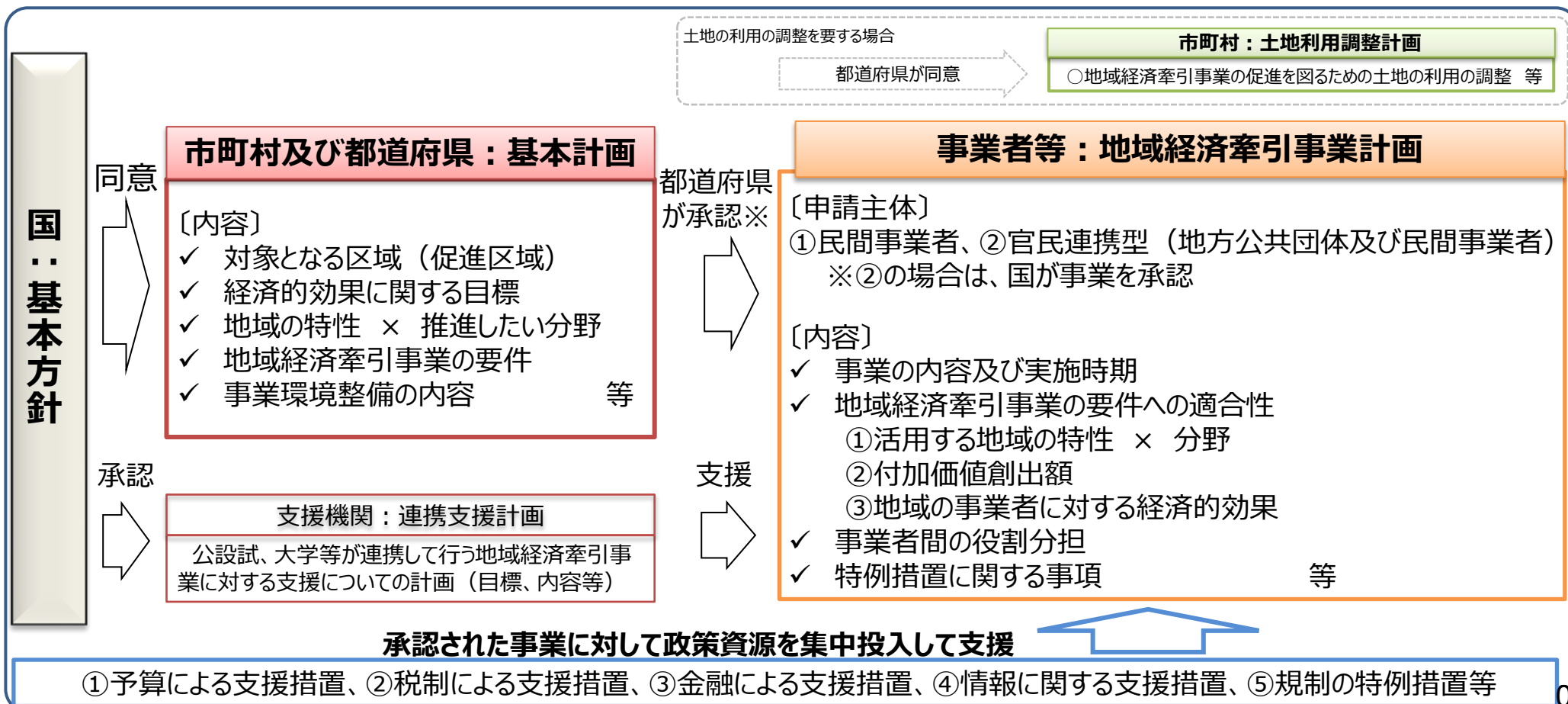
計画期間

計画同意の日から平成34年度末日まで

(参考 1) 地域未来投資促進法の概要 (地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律)

地域未来投資促進法は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする地方公共団体の取組を支援するもの。

- 国の基本方針に基づき、市町村及び都道府県は基本計画を策定し、国が同意。
 - 同意された基本計画に基づき、事業者が策定する地域経済牽引事業(*)計画を、都道府県知事が承認。
- * 定義の要点：①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼす 事業
- 国は、地方公共団体とともに地域経済牽引事業者を支援。



(参考2) 主な支援措置

① 人材に関する支援措置

- 海外市場展開等の専門人材による人的支援
 - ・地域中核企業創出・支援事業（29年度予算25.0億円）
⇒地域の企業の国際市場展開に向けた専門家による全国的な支援ネットワークの構築

② 設備投資に関する支援措置

- 課税の特例
 - ・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置
⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除
⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除
- 地方税の減免に伴う補てん措置
 - ・固定資産税等を減免した地方公共団体に減収補てん

③ 財政・金融面の支援措置

- 地域経済牽引事業に対する補助等
 - ・地方創生推進交付金（29年度予算1,000億円）の活用
⇒地域未来投資促進法の承認を受けた計画については、内閣府と連携し、重点的に支援

○リスクマネーの供給促進

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設・活用等

④ 情報に関する支援措置

- 候補企業の発掘等のための情報提供
 - ・地域経済分析システム（RESAS）等を活用
- IT活用に関する知見の支援
 - ・情報処理推進機構（IPA）による協力業務

⑤ 規制の特例措置等

- 幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応
 - ・工場立地法の緑地面積率の緩和
 - ・補助金等適正化法の対象となる財産の処分の制限に係る承認手続の簡素化
 - ・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加
- 農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮
- 事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設